



令和5年10月18日

物流分野における取引の公正化に向けた 公正取引委員会の取組



公正取引委員会事務総局 九州事務所

物流取引を巡る独占禁止法・下請法の全体像

物流分野における取引の公正化のための取組

- 物流事業者に**不当に不利益を与える行為の禁止**（契約にない役務、荷待ち等）
- 労務費、エネルギーコスト等の上昇分の**適正な価格転嫁**

公正取引委員会は、物品の運送又は保管を委託する取引のうち、①荷主と物流事業者との取引については独占禁止法（**物流特殊指定**）、②物流事業者間の再委託取引については**下請法**を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化に取り組んでいる。

法 律	対 象	規 定
独占禁止法 ※ 物流特殊指定	荷主	●禁止行為 支払い遅延、減額、買ったたき等
下請法	物流事業者	●元請物流事業者の義務 注文書交付、書類保存、 支払期日（受領後60日以内）の設定等 ●禁止行為 支払い遅延、減額、買ったたき等

※ **物流特殊指定**は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された独占禁止法上の告示

物流特殊指定 – 適用対象 –

荷主と物流事業者の関係（資本金区分）

荷主（特定荷主）	物流事業者（特定物流事業者）
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人含む）
資本金 1000 万円超 3 億円以下	資本金 1000 万円以下（個人含む）
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

対象となる取引

- ① 荷主が物流事業者に対して直接委託する場合



- ② 荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する場合



物流特殊指定 — 禁止行為① —

代金の支払遅延

- 荷主は、自社の資金繰りを理由に、あらかじめ定めた支払期日経過後に代金を支払った。
- 荷主は、自社の事務処理遅れを理由に、あらかじめ定めた支払期日経過後に代金を支払った。

代金の減額

- 荷主は、物流事業者と代金引下げを合意したが、引下げ前の発注分まで引下げ代金を適用した。
- 荷主は、「管理事務手数料」として代金の額に一定率を乗じて得た額を代金から減じた。
- 荷主は、自己の顧客から単価を引き下げられたことを理由に、物流事業者を支払う代金を減じた。

買ったたき

- 荷主は、物流事業者と十分に協議することなく、自社の予算を基準にして一方的に代金を決定した。
- 荷主は、個々の物流事業者の事情を考慮せず、一方的に従来の代金から一律・一定率で代金を引き下げた。
- 荷主が配送頻度を増やすよう物流事業者に要請したため、物流事業者が配送頻度の増加に伴う代金引き上げの見積書を提出したが、荷主は、物流事業者と十分な協議をすることなく、代金を据え置いた。

物の購入強制・役務の利用強制

- 荷主は、物流事業者に対し、自社の発注担当者を通じて、取引先が販売する季節商品を購入させた。
- 荷主が、物流事業者に対し、自ら指定するリース会社とトラックのリース契約を締結するよう要請したところ、物流事業者は既に同等の性能のトラックを保有していることから、リース契約の要請を断ったにもかかわらず、荷主は契約締結を再三要請し、当該契約を締結させた。

物流特殊指定 – 禁止行為② –

割引困難な手形の交付

- 荷主は、物流事業者に対し、期間125日の手形を交付した。

不当な経済上の利益の提供要請

- 荷主は、物流事業者に対し、物流事業者の利益との関係を明らかにすることなく、自社の主催するイベントの開催のための協賛金を提供させた。
- 荷主は、物流事業者に対し、自社の倉庫に保管してある荷物の仕分け作業や梱包作業を無償で行わせた。
- 荷主は、物流事業者に対し、荷物の積み下ろしのための待機時間に、他の物流事業者が運送した荷物の積み下ろし作業を無償で行わせた。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- 荷主は、物流事業者に対し、運送の委託を直前に取り消したにもかかわらず、物流事業者が当該運送の手配に要した費用を支払わなかった。
- 荷主は、自己の都合を理由に、配送先を変更したにもかかわらず、変更に伴い必要となる物流事業者の費用を支払わなかった。

要求拒否に対する報復措置

- 荷主は、物流事業者に対し、協賛金の提供を要請したところ、これを拒否されたことから、そのことを理由として取引の量を減らした。

情報提供に対する報復措置

- 荷主は、物流事業者が公正取引委員会に対して減額したことを知らせようとしたことを理由として、取引を停止した。

下請法（下請代金支払遅延等防止法）－適用対象－

資本金区分

親事業者	下請事業者
3億円超	3億円以下(個人含む)
1千万円超 3億円以下	1千万円以下(個人含む)

対象となる取引

物流事業者が、請け負った運送・保管業務の全部又は一部を再委託すること



※物流特殊指定と下請法の両法に該当する場合は、**下請法を優先的に適用**

下請法（下請代金支払遅延等防止法）－義務と禁止行為－

親事業者の義務

※物流特殊指定（独占禁止法）にはない規定

- 発注書面の交付
- 書類の作成・保存（2年間）
- 下請代金の支払期日（受領後60日以内）を定める
- 下請代金の支払遅延に係る遅延利息（年率14.6%）の支払い

親事業者の禁止行為

※物流特殊指定（独占禁止法）と同様の禁止行為

- 受領拒否
- 支払遅延
- 減額
- 返品
- 買ったたき
- 購入強制・利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

適正な価格転嫁の実現に向けての公正取引委員会の取組

令和3年12月27日、中小企業等が**労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁**できるようにし、**賃金引上げの環境を整備**するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）が取りまとめられた。

公正取引委員会は、令和4年3月30日、「**令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定

① 独占禁止法の執行強化

- ・優越的地位の濫用に関する緊急調査
- ・大企業とスタートアップとの取引に関する調査
- ・荷主と物流事業者との取引に関する調査
- ・公正取引委員会の体制強化
- ・独占禁止法の適用の明確化 等

② 下請法の執行強化

- ・買ったたきの解釈の明確化
- ・買ったたきに対する取締りの強化
- ・ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査 等

③ 価格転嫁円滑化スキーム

- ・違反行為情報提供フォームの運用
- ・事業所管省庁との連名による事業者団体に対する法遵守状況の自主点検の要請 等

公正取引委員会は、令和5年3月1日、「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定

① 独占禁止法の執行強化

- ・転嫁円滑化に向けた更なる調査
- ・荷主と物流事業者との取引に関する調査（※）

（※）前回を上回る規模の立入検査の実施、注意喚起文書の送付（調査結果を令和5年6月公表）

② 下請法の執行強化

- ・重点的な立入調査（※）
- ・下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組
- ・法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握
- （※）重点的な立入調査（5業種）の中には道路貨物運送業が含まれている。

③ 価格転嫁円滑化スキーム

- ・法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知
- ・相談対応及び情報収集の実施

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番
電話番号 0120-060-110
【受付時間】 10:00-17:00
（土日祝日・年末年始を除く。）

独占禁止法Q&A等の改正（価格転嫁拒否に関する解釈の明確化）

公正取引委員会は、独占禁止法Q&A及び下請法運用基準を改正し、価格転嫁拒否に関する独占禁止法上の考え方を明確化。

Q

労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、優越的地位の濫用（又は下請法の買いたたき）として問題となりますか？

A

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

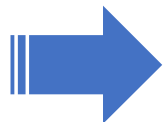
- ① コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② コストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用又は下請法違反（買いたたき）として問題となるおそれがある。

優越的地位の濫用に関する緊急調査 (R4.12.27公表)

独占禁止法Q&A (価格転嫁拒否) に該当する行為の実態把握のため緊急調査を実施 (R4.6)

書面調査 (受注者80,000社、発注者30,000名) & **立入調査** (306件)



- 発注者**4,307社** (うち道路貨物運送業278件) に対して、**注意喚起文書**を送付
- 多数の取引先に独占禁止法Q&A (価格転嫁拒否) に該当する行為がみられた事業者 (13社) について、**事業者名の公表**
(※この公表は、情報提供であり、独占禁止法・下請法違反やそのおそれを認定するものではない。)

◆ コスト上昇 (労務費、原材料、エネルギー等) 分の価格転嫁の状況 (出所: 書面調査)

業種	転嫁率	受注者回答			発注者回答		
		10~7割	6~1割	0割	10~7割	6~1割	0割
総合公事業	77.6%	17.9%	4.5%	93.4%	6.1%	0.4%	
食料品製造業	85.2%	13.4%	1.4%	95.4%	3.9%	0.7%	
家具・装備品製造業	78.6%	18.0%	3.3%	94.5%	5.6%	0.0%	
パルプ・紙・紙加工品製造業	79.9%	18.1%	2.1%	94.4%	5.5%	0.0%	
印刷・同関連業	72.6%	24.3%	3.1%	94.2%	4.8%	0.9%	
窯業・土石製品製造業	80.8%	16.2%	3.0%	95.5%	3.1%	1.4%	
非鉄金属製造業	79.8%	16.7%	3.4%	97.5%	2.3%	0.2%	
金属製品製造業	78.5%	19.2%	2.4%	97.3%	2.2%	0.5%	
はん用機械器具製造業	77.9%	18.4%	3.6%	97.3%	2.7%	0.0%	
生産用機械器具製造業	78.0%	18.5%	3.4%	97.3%	2.6%	0.1%	
業務用機械器具製造業	81.0%	15.4%	3.5%	98.4%	1.4%	0.2%	
電気機械器具製造業	81.8%	16.0%	2.3%	95.6%	4.0%	0.3%	
輸送用機械器具製造業	69.6%	22.1%	8.2%	91.8%	7.2%	0.9%	
放送業	81.8%	9.1%	9.1%	93.1%	5.6%	1.4%	
映像・音声・文字情報制作業	70.3%	21.9%	7.8%	92.8%	5.3%	1.9%	
道路貨物運送業	50.0%	36.5%	13.5%	72.0%	24.0%	4.0%	
各種商品卸売業	86.6%	12.2%	1.2%	94.2%	5.3%	0.4%	
飲食料品卸売業	86.2%	12.4%	1.4%	94.7%	4.3%	1.0%	
広告業	82.2%	13.7%	4.1%	93.3%	6.0%	0.7%	
その他の事業サービス業	62.2%	29.9%	7.9%	89.2%	10.5%	0.4%	
上記業種合計	75.6%	20.0%	4.4%	94.5%	4.7%	0.7%	

受注者側：
取引価格が上げられたものの割合

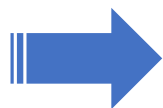
発注者側
取引価格を引き上げたものの割合

他業種に比べて、価格転嫁が進んでいない可能性がある

荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 (R5.6.1公表)

◆ 令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査

書面調査 (荷主30,000名、物流事業者40,000名) & **立入調査** (荷主101名)



荷主777名に対して、**注意喚起文書**を送付

◆ 注意喚起文書の送付先 (荷主777名)

製造業	化学工業	45名
	食料品製造業	42名
	生産用機械器具製造業	34名
	輸送用機械器具製造業	31名
	窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、その他	205名
卸売業、小売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	58名
	その他の卸売業	39名
	飲食料品卸売業	38名
	機械器具卸売業、その他	97名
その他	協同組合	82名
	その他	106名

◆ 行為類型の内訳 (917件)

行為類型	件数
買ったたき	246
代金の支払遅延	212
代金の減額	203
不当な給付内容の変更及びやり直し	138
不当な経済上の利益の提供要請	76
割引困難手形の交付	32
その他	10

荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 (R5.6.1公表)

◆ 問題につながるおそれのある主な事例

① 買ったとき

- 荷主は、令和元年頃以降、運賃について、物流事業者から引上げの要請がなかったことから、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく据え置いていた。(その他の製造業)
- 荷主は、物流事業者との運賃値上げ交渉に応じず、30年ほど前に定めた運賃表に基づく内容で毎年契約更新をして運賃を据え置いていた。(窯業・土石製品製造業)
- 荷主は、農産物の運送を委託するに際し、物流事業者がコスト上昇分について運賃の引上げを求めたにもかかわらず、自己の予算を理由に、協議することなく一方的に運賃を据え置いた。(協同組合)

② 代金の支払遅延

- 荷主は、担当者が事務処理を失念し、あらかじめ定めた期日に運賃の支払ができなかったため、物流事業者に請求日を遅らせた請求書を再作成させた上、1か月遅れで支払った。(各種商品卸売業)
- 荷主は、自社の計算ミスの原因として支払を翌月に遅らせた。(飲食料品卸売業)

③ 代金の減額

- 荷主は、物流事業者に定期的に運送を委託している配送先における自社商品売上げの低迷を理由に、一方的に運賃を減額した。(食料品製造業)
- 荷主は、物流事業者に対し、運賃のうち1万円未満の端数を切り捨てて支払った。(総合工事業)

④ 不当な給付内容の変更・やり直し

- 荷主は、翌朝の運送に備えて、前日夕方に物流事業者を集荷に来させているにもかかわらず、積み込む荷物の用意を終えておらず、数時間に及ぶ待機を余儀なくさせているが、当該待機時間に関する支払を行っていなかった。(物品賃貸業)

荷主と物流事業者との優越的地位の濫用事案の処理状況 (R5.6.1公表)

◆ 荷主と物流事業者との優越的地位の濫用事案の処理状況

審査局内に設置している「優越的地位濫用事件タスクフォース」では、令和4年度、荷主と物流事業者との取引に関する優越的地位の濫用事案について、14件の注意を行った。

14件の注意の業種は、農産物の販売事業等を行う協同組合（5件）、物品賃貸業（4件）、化学工業（2件）などとなっている。

◆ 注意の内容

注意を行った物流取引に関する事案について、注意対象となった行為類型をみると、「代金の減額」、「代金の支払遅延」、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が多くなっている。

代金の減額

- 建設機械器具の賃貸業者は、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払代金を、支払う段階になってから値引きを要請し、これに応じた物流事業者に対する支払代金から要請した値引き分を差し引いて支払っていた。
- 菓子の製造販売業者は、運送業務を委託する物流事業者に対し、書面による合意を得ることなく、「振込手数料」と称し、あらかじめ定めた支払代金から振込手数料相当額を上回る額を減額して支払っていた。

代金の支払遅延

- 化学薬品等の製造業者は、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、事務処理の手違いを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- 鋼材卸売業者は、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込み及び荷卸しの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。

相談・申告窓口のご案内

物流特殊指定	相談	 092-431-6031 (公正取引委員会九州事務所 取引課)
	申告・ 事件調査	 092-431-6033 (公正取引委員会九州事務所 第一審査課)  〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 事務総局 九州事務所 第一審査課  https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html
下請法 (相談・申告)		 092-431-6032 (公正取引委員会九州事務所 下請課)  〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 事務総局 九州事務所 下請課  https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html
不当なしわ寄せに関する 下請相談窓口		(不当な下請取引) ゼロゼロ 110番  0120-060-110
情報提供フォーム (匿名可)		 https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html